新着情報(お知らせ: No.011/2020 年度)

秋の交通安全市民総ぐるみ運動が始まります

令和2年9月21日(月)から30日(水)までの10日間、全国一斉に『秋の全国交通安全運動』が展開されます。本期間における札幌市の「運動の重点項目」は、

夕暮れ時と夜間の高齢歩行者・自転車の事故防止 などです。

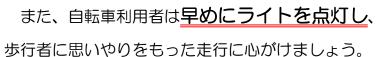


タ暮れ時や夜間は、ドライバーから 歩行者や自転車が見えにくくなります。

外出の際には、

明るい色の服装や夜光反射材を身につけ、

交通事故の危険から身を守りましょう。



9月30日(水)は、『交通事故死ゼロを目指す日』です。

交通ルールを守って、事故ゼロを目指しましょう!



≪令和2年6月30日から「あおり運転」が厳罰化されました!≫

他の車両の通行妨害を目的に

- ・車間距離を詰める
- 急ブレーキ
- 進路変更
- ・蛇行運転や幅寄せ、追い越し
- 執拗なクラクションやパッシング など



- ・懲役3年以下か罰金50万円以下
- ・免許取り消し(欠格期間2年)

かつ、著しい危険を生じさせたら・・

- ・懲役5年以下か罰金 100 万円以下
- ・免許取り消し(欠格期間3年)